

令和7年10月29日

報道機関各位

長岡市総務部長

職員の懲戒処分について

長岡市では、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 処分内容等

被処分者所属等	処分内容
市民協働推進部 会計年度任用職員 (女性・50歳代)	停職1か月

2 処分対象事案の概要

当該職員は、令和6年10月29日（火）午後6時42分頃、私用で自家用車を運転中、前方左右を注視せず、進路の安全確認不十分のまま時速約50kmで進行した過失により、横断歩道ではない直線道路を右方から徒歩で横断中の相手（70代・女性）に自車左前部を衝突させて傷害を負わせ、同年12月31日（火）に死亡させたもの。令和7年7月8日付けで略式命令を受けた。

3 処分年月日

令和7年10月29日

4 水内智憲・総務部長のコメント

今回の事故でお亡くなりになられた方のご冥福を心からお祈り申し上げます。

また、法令を遵守して市民の模範となるべき市職員が交通法規違反による人身死亡事故を起こし、市民の信頼を裏切ったことを心からお詫びを申し上げます。

今後、交通法規の遵守及び交通事故の防止について改めて全職員に徹底してまいります。

5 再発防止策

年度初めに全職員が署名している交通安全宣言書を再度確認させるとともに、公私ともに交通法規を遵守するよう全職員に改めて通知します。

（問い合わせ：総務部人事課 恩田 電話 0258-39-2201）